反則金に関する規程

第1条[目的]

本規程は、B1およびB2リーグ戦における反則ポイントと、それに伴う反則 金について定める。

第2条 [アンフェアなプレーに対する反則金]

(1) B 1 およびB 2 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、それぞれ31 ポイントを超えた場合、当該Bクラブに対し、以下のとおり反則金を科すもの とする。

1	B1:31ポイント以上40ポイント以下	20万円
	41ポイント以上50ポイント以下	40万円
	51ポイント以上60ポイント以下	60万円
	61ポイント以上70ポイント以下	80万円
	71ポイント以上80ポイント以下	100万円
	81ポイント以上	150万円
2	B2:31ポイント以上40ポイント以下	20万円
	41ポイント以上50ポイント以下	40万円
	51ポイント以上60ポイント以下	60万円
	61ポイント以上70ポイント以下	80万円
	71ポイント以上	100万円

(2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって徴収す る。

第3条 [反則ポイントの計算方法]

- (1) 前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント(同一試合におい て5回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く)、テクニカル・ファウルおよ びアンスポーツマンライク・ファウル1回につき1ポイント、出場停止試合1 試合につき3ポイントとして計算する。
- (2) 前項にかかわらず、試合の第1および第3クォーターそれぞれにおいて、チ ームの責めに帰すべき事由により試合開始時刻に遅れた場合には、前項に定め るポイントのほか試合開始遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとす
- (3) 試合開始時刻に遅れた理由(両クラブまたはいずれかのクラブに責めがある か) および遅れた分数については、ゲームディレクター報告書に基づき算出す ることとする。遅れた理由および分数について疑義が生じた場合はチェアマン

の決定を最終とする。

(4) 前各項の反則ポイントは、原則減算しないものとする。ただし、理事会が認めた場合に限り、減算することがある。

第4条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第5条〔施 行〕

本規程は、平成28年6月1日から施行する。